

4 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者と前項の契約を締結した者又は当該少額短期保険業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 少額短期保険業者は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、少額短期保険業を開始してはならない。

6 保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に關し、当該少額短期保険業者に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 少額短期保険業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足したこととなつたときは、内閣府令で定める日から一週間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第三百十九条第八号において單に「供託」という。）を行ひ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録が取り消されたとき。

二 第二百七十二条第一項の登録が第二百七十三条第一項又は第三項の規定によりその効力を失つたとき。

11 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(少額短期保険業者責任保険契約)

第二百七十二条の六 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、少額短期保険業者責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金の一部の供託又は同条第三項の契約

の締結をしないことができる。

- 2 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の少額短期保険業者責任保険契約を締結した少額短期保険業者に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができるとされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

- 3 前二項に定めるもののほか、少額短期保険業者責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(変更の届出)

第二百七十二条の七 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を少額短期保険業者登録簿に登録しなければならない。

(標識の掲示等)

第二百七十二条の八 少額短期保険業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

- 2 少額短期保険業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
- 3 少額短期保険業者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「誤認されるおそれのある文字」とあるのは、「誤認されるおそれのある文字（少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものを除く。）」とする。

（名義貸しの禁止）

第二百七十二条の九 少額短期保険業者は、自己の名義をもつて他人に少額短期保険業を行わせてはならない。

（取締役等の兼職制限）

- 第二百七十二条の十 少額短期保険業者の常務に従事する取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）は、他の会社の常務に従事する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該少額短期保険業者の

業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

第二節 業務等

(業務の範囲)

第一百七十二条の十一 少額短期保険業者は、少額短期保険業及びこれに付随する業務を行うことができる。

- 2 少額短期保険業者は、前項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、少額短期保険業に関する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 第一百七十二条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者がその登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(運用の方法)

第一百七十二条の十二 少額短期保険業者は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、次に掲げる方法によらなければならない。

- 一 内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金
- 二 国債その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の取得
- 三 前二号に掲げる方法に準ずるものとして内閣府令で定める方法

(一の保険契約者に係る保険金額等)

第一百七十二条の十三 少額短期保険業者は、一の保険契約者について、その保険金額の合計額が政令で定める金額を超えることとなる保険の引受けを行つてはならない。

2 第百条の二及び第百条の三の規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、同条中「保険主要株主」とあるのは「第一百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主」と、「保険持株会社」とあるのは「第一百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社」と読み替えるものとする。

(少額短期保険業者の子会社の範囲等)

第二百七十二条の十四 少額短期保険業者は、その行う業務に従属し、又は付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としてはならない。

2 少額短期保険業者は、前項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としようとするときは、第二百七十二条の三十第一項において準用する第二百四十二条の規定又は第二百六十七条规定若しくは第二百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 商法第二百四十四条第六項（親会社の株主の株主総会議事録閲覧権）、第二百六十条ノ四第六項（親会社の株主の取締役会議事録閲覧権）、第二百六十三条第七項（親会社の株主の定款等閲覧権）、第二百八十二条第三項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）及び第四百二十条第六項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）の規定は、少額短期保険業者である相互会社の社員（総代会を設けているときは、総代）について準用する。

(事業年度)

第一百七十二条の十五 少額短期保険業者の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

(業務報告書等)

第一百七十二条の十六 少額短期保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資本の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が第一百七十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める額以上の会社である少額短期保険業者（次項及び次条において「特定少額短期保険業者」という。）は、前項の業務報告書のほか、中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第百十条第二項の規定は特定少額短期保険業者が子会社その他の当該特定少額短期保険業者と内閣府令で定める特殊の関係のある者（次条及び第一百七十二条の二十五第一項において「子会社等」という。）を有する場合について、第一百十条第三項の規定は少額短期保険業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「第一百七十二条の十六第一項及び第二項並び

に前項」と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類)

第一百七十二条の十七 第百十一条第一項、第三項及び第四項の規定は少額短期保険業者について、同条

第二項の規定は特定少額短期保険業者が子会社等を有する場合について、それぞれ準用する。

(事業費等の償却等に関する規定の準用)

第一百七十二条の十八 第百十三条、第百十五条、第百十六条第一項及び第三項、第百十七条並びに第一百二十条から第百二十二条までの規定は少額短期保険業者について、第一百十四条の規定は少額短期保険業者である株式会社について、それぞれ準用する。この場合において、第一百六条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第一百二十二条第一項第一号中「内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて」とあるのは「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により算出されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えるものとする。

(事業方法書等に定めた事項の変更)

第二百七十二条の十九 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 少額短期保険業者は、前項の規定による届出が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項の変更である場合には、当該書類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書を提出しなければならない。

3 前項の意見書に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)

第二百七十二条の二十 前条の規定による届出があつた場合は、内閣総理大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過した日（当該届出が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項のみの変更に係るものである場合は、当該届出を受理した日の翌日）に、当該届出に係る変更

があつたものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前条の規定による届出（第二百七十二条の二第一項第四号に掲げる書類に定めた事項のみの変更に係る届出を除く。以下この条において同じ。）に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該期間の短縮を通知しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前条の規定による届出に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査期間が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前条の規定による届出に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過するまでの期

間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に限り、当該届出をした者に対し、期限を付して当該届出に係る事項について変更を命じ、又は当該届出の撤回を命ずることができる。

（届出事項）

第一百七十二条の二十一 少額短期保険業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 少額短期保険業を開始したとき。
- 二 その子会社が子会社でなくなつたとき（第一百七十二条の三十第一項において準用する第二百四十二条又は第二百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は分割をした場合を除く。）。
- 三 資本の額又は基金の総額を増額しようとするとき。
- 四 定款の変更をしたとき。
- 五 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつた

とき。

六　その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 第二条第十五項の規定は、前項第五号に規定する「の株主が取得し、又は保有することとなつた少額短期保険業者の議決権について準用する。

（報告又は資料の提出）

第二百七十二条の二十二　内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、少額短期保険業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該少額短期保険業者の子法人等（子会社その他少額短期保険業者がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。）又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた

者に対し、当該少額短期保険業者の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百七十二条の二十三 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、少額短期保険業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるとときは、その必要的限度において、当該職員に、少額短期保険業者の子法人等若しくは当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該少額短期保険業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(事業方法書等に定めた事項の変更命令)

第一百七十二条の二十四 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、期限を付して同号に掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

- 一 保険料の算出方法が、保険金等割合（毎決算期において、その事業年度に保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金その他の給付金（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）を、当該保険契約により收受した保険料として内閣府令で定めるもので除して得た割合をいう。）その他収支の状況に照らして、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。
- 二 責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する場合のほか、少額短期保険業者の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の

保護を図るため必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、その必要の限度において、第二百七十二条の二第一項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ぜることができる。

(業務改善命令)

第二百七十二条の二十五 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務若しくは財産又は少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

(登録の取消し等)

第二百七十二条の二十六 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、期限を付して当該少額短期保険業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第一百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十一号に該当したとき。

二 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けたとき。

三 小規模事業者でなくなつたとき、その他法令の規定に違反したとき。

四 法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の取締役、執行役又は監査役が第二百七十二条の四第一項第十号イからまでのいづれかに該当することとなつたとき、法令の規定に違反する行為をしたとき、又は前項第四号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該少額短期保険業者に対し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

第一百七十二条の二十七 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の財産の状況が著しく悪化し、少額短期保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該少額短期保険業者の第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

(健全性の基準に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十八 第百三十条の規定は、少額短期保険業者について準用する。

第五節 保険契約の包括移転等

(保険契約の包括移転に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十九 第七章第一節の規定は、少額短期保険業者の保険契約の移転について準用する。この場合において、第二百三十五条第一項中「外国保険会社等」とあるのは、「外国保険会社等及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する規定の準用)

第二百七十二条の三十 第百四十二条の規定は、少額短期保険業者を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けについて準用する。

2 第七章第三節の規定は、少額短期保険業者がその業務及び財産の管理の委託をする場合について準用する。この場合において、第一百四十四条第一項中「外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）」とあるのは、「外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

第六節 株主

第一款 少額短期保険主要株主

（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係る承認等）

第一百七十二条の三十一 次に掲げる取引若しくは行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（第一百七十一条の十第一項に規定する国等、第一百七十二条の三十五第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び少額短期保険業者を子会社としようとする第一百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 一 当該議決権の保有者になろうとする者による少額短期保険業者の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）
 - 二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為
 - 三 その他政令で定める取引又は行為
- 2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（第二百七十二条の十第一項に規定する国等、第二百七十二条の三十五第二項に規定する特定少額短期持株会社及び第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を除く。以下この条及び第二百二十三条において「特定少額短期主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該少額短期保険業者の営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定少額短期主要株主が、猶予期限日後も引き続き少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であること